

令和3年 北秋田市農業委員会 第9回総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月15日（水） 午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 北秋田市交流センター講堂

3. 出席委員（26名）

3番	長崎 成人	4番	佐藤 政信	5番	成田 博幸
7番	武石 修一	8番	伊東 誠子	9番	三澤 敏行
10番	杉渕 光則	11番	佐藤 利子	12番	宮腰 文義
14番	佐藤 稔	16番	木村 正彦	17番	藤島 喜美男
18番	堀部 栄一	20番	武田 響一	21番	近藤 裕太
22番	檜森 正	23番	土濃塚 謙一郎	24番	佐藤 茂延
25番	伊藤 鶴一	28番	簾内 豊	29番	中嶋 力藏
30番	堀部 聡	31番	佐藤 篤史	34番	金田 悦子
36番	長岐 一志	37番	後藤 久美		

4. 欠席委員（10名）

1番	若松 一幸	2番	長岐 正	6番	澤藤 匠
13番	齊藤 富美雄	15番	佐藤 邦久	19番	金 俊英
26番	三沢 博隆	27番	鈴木 豊	32番	松橋 利彦
33番	三浦 和憲				

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第 1号	会務報告
第 2	報告第 2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第 3	議案第35号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第36号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第 5	議案第37号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 6	議案第38号	北秋田農業振興地域整備計画変更案に対する意見について

7. 出席した事務局職員

局長 福田 公人 主査 片岡 透 主査 佐藤 裕和

8. 議事録署名委員

34番 金田 悦子 3番 長崎 成人

9. 会議の概要

事務局	<p>これより令和3年北秋田市農業委員会第9回総会を開会いたします。 まず始めに、出席状況についてご報告いたします。欠席届は、1番若松一幸委員、2番長岐正委員、6番澤藤匠委員、13番齊藤富美雄委員、15番佐藤邦久委員、19番金俊英委員、26番三沢博隆委員、27番鈴木豊委員、32番松橋利彦委員、33番三浦和憲委員、の10名から出されております。委員総数36名中、26名の出席であり、定足数に達しておりますので、総会成立となります。 総会の議事進行は会長にお願いいたします。</p> <p>会長あいさつ（省略）</p>
会長	<p>これより令和3年北秋田市農業委員会第9回総会を開会いたします。 まず始めに、議事録署名者の指名であります。恒例によりまして当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
会長	<p>異議なしと認め当職より指名をいたします。議席番号34番金田悦子委員、同じく3番長崎成人委員にお願いいたします。それでは、報告第1号「会務報告」を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>（議案書 会務報告を基に説明）</p>
会長	<p>会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。 次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。 報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について。 農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。 令和3年9月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。</p> <p>（議案書 受付番号1番を朗読）</p> <p>これを含み、6ページの受付番号9番までの9件、合計面積38,301.29平方メートルとなります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>

会 長 報告第2号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、ご意見等
ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問が無いようですので、次に進みます。次に、議案第35号「農地法第3条の規
定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをお開きください。
議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めら
れ。令和3年9月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書 受付番号1番を朗読)

これを含み、8ページの受付番号4番までの4件、合計面積3,717平方メートル
となります。この件につきましては、別添資料1の調査書にあるとおり、農地法第
3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認
しております。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 事務局より説明が終わりましたが、現地調査を行なって頂いた委員からも説明を
聞きたいと思っております。受付番号1番は議席番号17番藤島委員から、受付番号2番と
3番は議席番号18番堀部委員から受付番号4番は議席番号14番佐藤委員からそれぞ
れ説明聞きたいと思っております。

17番 17番の藤島です。私からは受付番号1番を報告させていただきます。
調査日は9月7日、調査員は農業委員が12番宮腰委員、13番齊藤委員、14番佐藤委
員、18番堀部委員と私、事務局から福田局長、片岡主査、佐藤主査の計8名で行い
ました。
資料の方は9ページから11ページになります。
10ページを見てください。場所は前野団地の北西200mほどの所です。現在、譲受
人が借りて育苗ハウスを建てているということでした。そこをこの度譲り受けるこ
うのことですので、特に問題はないと見てきました。以上です。

会 長 次に堀部委員からお願いいたします。

18番 18番の堀部です。私からは受付番号2番と3番を報告させていただきます。
調査日と調査員は先程、藤島委員が報告したものと同様です。
まず、受付番号の2番ですが資料の方は12ページから14ページになります。
13ページを見てください。場所は小森集落の南側です。譲受人は小森集落に居住し
ており、その居住地の裏側にある申請地を自己所有地として管理していきたいとい
う事ですので、特に問題はないと見てきました。
続いて、受付番号の2番ですが、資料の方は15ページから17ページになります。
16ページを見てください。場所は小森集落から南へ50mほどのところになります。

数年前に所有権移転の話で合意していたようですが、当時は下限面積要件が達成できず保留となっていたものが今回クリアされたということでした。こちらも特に問題ないと見てきました。以上です。

会 長 次に佐藤委員からお願いいたします。

14番 14番の佐藤です。私からは受付番号4番を報告させていただきます。調査日と調査員は先程、藤島委員が報告したものと同様です。資料の方は18ページから20ページになります。19ページを見てください。場所は合川の上杉集落の南西側の所です。譲受人は申請地の隣地に居住しており、申請地の両隣は譲受人の所有地であるため一体として管理したいという事でしたので、特に問題はないと見てきました。以上です。

会 長 議案第35号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明をしていただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

3番 3番の長崎です。1番ですが育苗ハウスの用地とのことですが、水回りの確保は大丈夫なところですか。

事務局 水回りは確認しておりませんが、現在育苗ハウスとして使用しているところですので、問題ないと思われます。

9番 9番の三澤です。2番と3番についてですが、畑とのことですが、何を植えているもののでしょうか。

事務局 現在耕作はされておりましたが、耕起は行われており、来年は何かしらの作付けをしたいと伺っております。

会 長 その他にご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第35号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書21ページをお開きください。
議案第36号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。
農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和3年9月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書 受付番号1番を朗読)

事務局 申請地の周辺には10ヘクタール以上の農地の集団が広がっていることから第1種農地と判断されます。
なお、農地転用の不許可の例外として、農地法施行令第4条第2号イに「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものである場合。」という条文がございます。本申請は農業用の格納ハウスおよび車輛置き場でございますので、この規定に該当すると考えております。
以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 議案第36号につきまして事務局より説明が終わりましたが、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。それでは、議席番号12番宮腰委員にお願いいたします。

12番 12番の宮腰です。私から受付番号1番を報告させていただきます。
調査日と調査員は先程、藤島委員が報告したものと同様ですが、金沢土地家屋調査士さんが立会してくれました。

資料の方は22ページから26ページになります。

23ページを見てください。場所は太田集落の北東の所です。現在高野尻地区の基盤整備事業を行っている一角です。基盤整備事業の一環で整備を行う場合であっても転用許可が必要であるということがこの度判明したということで、今回の申請となったようです。なお、隣地に申請者のライスセンターもあることから一体として利用したいとのことでした。基盤整備事業の一環であるため農地との利用調整もしっかりしており、特に問題はないと見てきました。以上です。

会 長 議案第36号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明をしていただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

24番 24番の佐藤です。申請日はいつになりますか。

事務局 令和3年8月25日となります。

9番 9番の三澤です。該当地は基盤整備事業で整備されたものでしょうか。

事務局 基盤整備事業の中で整備されると伺っております。

会 長 暫時休憩いたします。

会 長 休憩以前に引き続き会議を開きます。議案第36号につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 無ければ、質問を打ち切り採決いたします。議案第36号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に、議案第37号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書27ページをお開きください。
議案第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年9月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書 所有権移転の受付番号1番を朗読)

事務局 次に28ページの利用権設定の受付番号1番であります。

(議案書 利用権設定の受付番号1番を朗読)

事務局 続いて29ページの一括方式の受付番号1番であります。

(議案書 一括方式の受付番号1番を朗読)

事務局 これを含み、58ページの受付番号56番までの56件、合計面積計307,009.74平方メートルとなります。なお、ただいま説明いたしました計画承認要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 議案第37号について事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

24番 24番の佐藤です。
33ページの9番ですが、譲渡人と譲受人が同じなのはどうしてですか。

事務局 こちらは一括方式となりますが、基盤事業を行うにあたり、中間管理権の設定が必要となることから、一度、中間管理機構に貸し付け、そこを自分で借りるということです。

24番 24番の佐藤です。
34ページ以降のI氏名義の土地が、複数の相手方の契約になっていますが、中間管理機構で相手方を調整したのでしょうか。

事務局 特段調整等を行ったことは伺っておりません。

会 長 その他ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第37号について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に議案第38号北秋田農業振興地域整備計画変更案に対する意見についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書59ページをお開きください。
議案第38号北秋田市農業振興地域整備計画変更案に対する意見について
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、変更案
について意見を求める。

令和3年9月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書により説明)

会 長 議案第38号の説明が終わりましたが、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第38号については、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。以上をもちまして、提出議案はすべて終了いたしました。その他に入ります。

事務局 事務局から連絡します。次回の第10回の総会は令和3年10月15日金曜日、時間は午前9時から、場所は市役所本庁舎3階大会議室、それに伴う現地調査は令和3年10月7日木曜日を予定しております。現地調査員は議席番号19番、22番から25番の5名でお願いしたいと思います。

会 長 その他について皆さんから何かございませんか。

会 長 無ければ、以上をもちまして9月の定例総会を終わります。

令和3年北秋田市農業委員会第9回総会案件の審査に係る内容については、上記のとおり相違ないことを認めます

令和3年 10 月 15 日

北秋田市農業委員会

会 長 印

署名委員 3 4 番 印

3 番 印
